

令和 7 年度(2025 年度)事業報告書

(公益目的事業、収益事業、その他事業)

自 2025 年 4 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日

公益社団法人 東京薬事協会

事業の概要

—公益目的事業—

(1) 薬業の向上発展に関する調査研究 (第1項)

① 中央区民有形文化財として登録されている40点をホームページ「東京薬事協会蔵書検索」において広く都民に公開する。企業等から提供される薬事に関する資料を収集し、中央区教育委員会の支援も得て、薬種商関連、古文書、資料等を整理・調査し、中央区に追加の文化財として申請する。

(2) 地域社会に対する薬事知識の啓発 (第2項)

① 「よく知って、正しく使おうOTC医薬品」(OTC医薬品 普及啓発イベント)

本イベントは本年で第18回目を迎え昨年同様リアルおよびWebの開催を予定しています。一般用医薬品の正しい使い方、薬局・薬店および薬剤師・登録販売者の役割等を広く浸透させ、一般市民の保健衛生の向上維持に寄与するため、行政支援の下、関係団体と協力して開催する。一般用医薬品を通じてのセルフメディケーションの重要性を理解してもらうため、薬局の模擬店舗、お薬相談コーナー等 実施した

② 薬用植物の知識の普及啓発運動

都民による植物園の利活用、薬用植物園来園促進のための活動としており、本年は年12回のイベントを開催する予定です。また、東京都薬用植物の収穫期には「薬用植物収穫感謝の会」(東京都薬用植物園内)を開催し、薬用植物の栽培から収穫までの知識を都民に広く普及・啓発するため、薬草の展示、講演会、薬用植物見学会、苗木等の配布を行なった。

③ リーフレット・小冊子等の配布及び出前研修・教材貸出

薬事知識を広めるためのリーフレット、小冊子を東京都内の公立小・中学生に配布する。また、医薬品教育を支援する目的で、くすりの適正協議会提供の教材を活用した出前研修を行う。

また、中央区クリーンデー「ゴミゼロの日」に合わせて、5月30日(木)会員が行政の配布物と共にリーフレット、小冊子を配布して、清掃と共に都民の保健・衛生知識を高める。

④ ホームページの維持・管理、協会報の発行

ホームページには当協会が行なう公益事業(各種講演会、奨学金給付、配布事業など)開催のお知らせ・報告、及び協会所蔵の文書目録の公開を通じて都民に薬事知識を広め、公衆衛生の向上を図る。同時に、貸会議室の情報を公開する。

広報誌としての協会報を年3回発行し、公益事業の活動状況、各団体との共催事業などを報告する。また、文化、薬に関する情報も収載し、会員会社を中心に提供する。さらに、協会報は事務局受付に常備し、貸会議室利用者等、会員会社のみならず都民に広く提供する。なお、協会報はホームページにおいて2年間公開する。

(3) 薬事に関する講習会等の開催 (第4項)

① 薬事講習会 (年2回) の実施

東京都保健医療局の係官等の専門家を講師として、薬剤師、薬事担当者などを対象に、薬事に関する講習会を開催し、会員のみならず広く参加を求め都民の薬事知識の向上に寄与する。

② 公開健康講座 (厚生講演会、年2回) の開催

医学や健康に関する専門家等を講師として、一般都民を対象に「病気や健康に関するテーマ」について毎年11月と3月に東京都薬用植物園内のふれあいガーデン広場で約100人規模の講演会を開催し、参加者の保健衛生意識の向上に寄与した。

(4) 奨学金の給付 (第5項)

東京都内にある大学の薬学部の学生で、健康かつ学業優秀でありながら学資の支弁が困難な者で、将来、薬業界ひいては社会に貢献しうる人材を育成することを目的としており、本年度は5名に給付する予定。

対象者：薬学部学生、定員：若干名、継続者を含め毎年4月に募集する。各大学の対象者1名への給付額は50万円とし、給付期間は4月より翌年3月までの単年限りを原則とするが、継続学生は報告書の提出により次年度の継続給付も可能とする。

申請方法は当協会指定の申請用紙に記入し、必要書類を添付して提出する。選考決定は6月末までに当協会奨学生選考委員会で採否を決定する。なお、学長推薦により採用する場合もある。支給方法は半年ごとに会長から贈呈する。

—収益事業—

(1) 薬事関係法規の研究 (第3項 収益事業2)

① 管理帳簿、自己点検による薬務管理簿の販売

医薬品医療機器等法の規定に基づく医薬品の管理に関する帳簿 (管理帳簿) 及び高度管理医療機器等販売・貸与業に関する帳簿についての作成、改訂、及び販売を行ない、自己点検表、保管表示用各種シールにより自己点検の促進・拡大を図る。管理帳簿は医薬品や医療機器が適正に管理される指針として利用されるために、行政の指示を仰ぐ。また、毒物、劇物と医薬品の卸売販売業、店舗販売業及び高度管理医療機器等販売・貸与業として管理点検の情報収集を定期的に行う。

(2) 昭和薬貿ビルの管理運営 (第6項 収益事業1)

① 貸会議室の管理・運営

薬業界及び地域の発展・促進に寄与すること、並びに経済、文化活動の機会確保を目的として、薬業団体、近隣企業等に会議室を積極的に貸し出していく。一昨年は多くのキャンセルが発生したが、昨年はコロナ前の70%に回復している。本年度は約80%の回復と思われる。今後は貸し出し時間延長等にも効率的に対応するとともに、当協会ホームページなどで利便性を訴求し午前中の利用頻度の上昇も図る。さらに、本体事業に付随している飲食手配、コピー、プロジェクター

貸し出し等の体制を整えるとともに、文化活動支援のため、近隣町内会等への無料貸し出しを実施する。また、3階貸事務室の賃貸借契約を継続する。

② 昭和薬貿ビルの管理業務

ビル共用部分の維持・管理に関する日常的業務をタイムリーに遂行すると同時に、管理費・修繕積立金の徴収およびその決算報告を行なう。また、円滑な機能遂行のためビル所有2社（当協会と興和株式会社）間の連携を密にし、各テナント要望を速やかに対処することにより、入居テナントが「安全・安心の昭和薬貿ビル」を実感できるようビル管理業務の推進を図る。

—その他の事業—

① 薬事関係情報の会員への伝達

行政通知をはじめ行政からの情報は、入手後直ちにホームページに掲載（2年間保存）。また、情報を掲載した旨を会員の担当者に対し即日連絡する。コピー・配送希望の会員には1週間以内に手元に送付する。これら内容に対する問い合わせに対しては照会先を案内する。

② 薬祖神奉賛会の支援

薬業団体ならびに近隣町会・企業と協力し薬祖神奉賛会を支援した。

③ 賀詞交歓会

賀詞交歓会（東京薬事協会および東京薬業四団体）を主催または共催し、行政、関係団体、業界関係者との交流を図る。

—資金調達および設備投資について—

令和7年度（2024年度）の資金調達および設備投資の予定はありません。

行事および常設委員会会議

1. 行事（総会、理事会等）

- | | |
|-----------|--------------------|
| ① 総会 | 年1回（6月 定時社員総会） |
| ② 理事会 | 年4回（5月、7月、10月、3月、） |
| ③ 合同協議会 | 年1回（2月） |
| ④ 常設委員長会議 | 年1回（1月） |

2. 常設委員会 会議

- ① 総務委員会 (必要に応じて随時)
- ② 財務委員会 年2回(4月、1月)
- ③ 企画・広報委員会 年3回(5月、10月、1月)
- ④ 薬事法規委員会 年2回(9月、1月)
- ⑤ 奨学生選考委員会 年2回(6月、3月)

上記のとおり開催し、諸活動を遂行した。

以 上